平成２４年（再イ）第６号
青森県弘前市大字藤代１丁目10番地２
再生債務者　對馬　　均
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月３日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月３日まで
平成24年11月12日　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再イ）第３４号
兵庫県芦屋市新浜町２番２―206号
再生債務者　黒田　修二
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１１号
鹿児島県姶良市東餅田1311番地16
再生債務者　楠木　俊二
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月11日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月11日まで
平成24年11月13日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第６６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92
第２サンライズ伊奈222
再生債務者　髙**楠**　正明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月８日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１２８５号
住居所不明、最後の住所大阪市都島区東野田町５丁目９番５号ダイナビル27号、認可決定時の住所大阪府寝屋川市中神田町５番27号
再生債務者　山本慎一郎
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年７月20日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年11月12日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７号
沖縄県那覇市曙１丁目16番34―703号　ライオンズマンション曙本通り
再生債務者　木下　英昭
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年11月12日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第３０３２号
札幌市豊平区西岡４条９丁目１番27―501号
再生債務者　野崎　和美
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年11月13日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１００９５号
埼玉県越谷市大字大林319―５
再生債務者　祖上　　仁
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月21日から平成25年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００９７号
千葉県銚子市東小川町2218―10
再生債務者　小室　雅史
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月21日から平成25年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第４号
福島市上鳥渡字しのぶ台48番地の５
再生債務者　横田チアキ
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月11日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月25日から平成25年１月８日まで
福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４２号
神奈川県鎌倉市笛田６丁目７番13号
再生債務者　村上　哲哉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年11月27日まで
平成24年11月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第７号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地　県営三郷彦成団地２―103
再生債務者　出口身知子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年12月３日まで
平成24年11月12日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第２号
鹿児島県霧島市国分敷根829番地１
再生債務者　福﨑　利文
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年12月10日まで
平成24年11月12日
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００５１号
千葉県市川市市川南４―１―31―202
再生債務者　丸尾　二夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００３５号
東京都葛飾区東新小岩１―３―５―803ライオンズマンション新小岩駅前壱番館
再生債務者　佐藤　芳治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
京都市東山区鞘町通五条下る２丁目大阪町373番地コーポ鴨川202号
再生債務者　川勝　芳美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
岐阜県多治見市松坂町５丁目11番地の75
再生債務者　ミヤケンこと　宮川　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月13日
岐阜地方裁判所多治見支部